



# 情報通

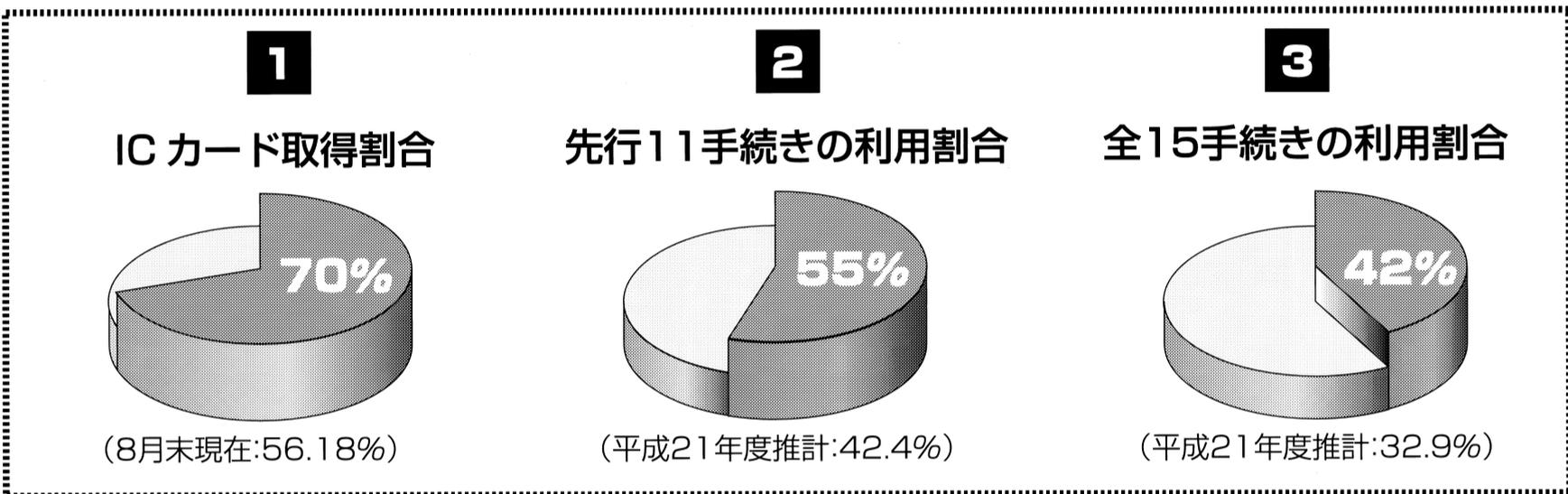
2010. October 10月号  
 発行日：平成22年10月1日  
 発行：東京税理士会  
 情報システム委員会  
 題字：金井塚 清（豊島）

## 電子申告利用促進に向けた3つの目標10の施策!!

情報システム委員会は、電子申告利用推進を図るための当面の施策の方向を検討し、下記に示す「3つの目標」について数値を提示するとともに「10の施策」を掲げ推進することとなりました。

本会では、昨年6月以降、各支部に電子申告推進委員を置くなどして電子申告の推進に努めており、本会・支部一丸となって電子申告に取り組む所存です。  
 (情報システム委員長 小林武廣)

### ■東京税理士会における3つの目標■



### ■10の施策■

区分	施策	内容	期日
支部 （支部長・電子申告推進委員が行う施策）	1) 本会・情報システム委員会との連携強化	①重点対策支部長との会議、個別協議 ②電子申告推進委員との会議、協議	8月－9月上旬
	2) 支部目標の設定及び支部独自施策の実施	実現可能な支部独自目標の設定 支部施策推進奨励金を利用し独自施策実施	12月－1月を目途
	3) 電子申告推進特別期間の設定	全支部において電子申告推進特別期間を設定 (ICカード取得割合70%目標の達成等)	平成22年12月10－平成23年1月末
	4) 支部内未利用会員確認行動等の実施	支部会員のうち未利用者の年齢・環境等を調査 (結果により分母除外あるいは研修実施)	9月－1月
	5) 税理士法人への法人税代理送信利用の勧奨	法人税関与件数の多い税理士法人の全員(社員・補助)を対象として法人税の代理送信を勧奨	10月－4月
本会 （本会情報システム委員会が行う施策）	6) 総会決議掲示の施策の着実な実施	ICカード取得努力義務、利用方途拡大、税理士法人訪問、ノウハウ集編纂、推進奨励金活用	9月－11月
	7) 「東京税理士界」その他によるキャンペーンの実施	①会報「東京税理士界」での連続キャンペーン ②ICカード取得割合等支部別利用割合の広報	9月－4月
	8) 各支部における施策推進を支援	①支部別未利用会員調査支援 ②支部表彰等顕彰 ③利用度の高い特定ベンダーソフト研修 ④ベンダー協議打合せ ⑤市、特別区への要請	9月－11月 ②は5月
	9) 各団体との連携・協調による施策の進展	①関連団体等への協力要請 ②東京税理士会データ通信協同組合との連携強化 ③友好団体との協調増進	9月－11月 ②は9月－3月
	10) インセンティブの充実要望とあらたな提言	法令解釈上可能で運用可能な税理士へのインセンティブ措置を研究し提言	12月まで

この奮闘記、今から3年前、平成19年の話であるが、今では100%電子申告を実施している。とうとうこの10月で後期高齢者の資格を得た筆者の体験記。何かの参考になれば幸甚である。

### 当初挫折した電子申告

電子申告の開始届は平成16年4月1日、イの一番で提出したのだが、e-Taxソフトが来たのが6月に入ってからだ。その間、日本税理士会の電子証明書の受取があったが、行ったり来たり、その都度、郵便局に取りに行かなくてはならない。暗証番号を変更したのかどうか、その暗証番号は何だったか、初期登録に取り組んだが、チンプンカンプンで、とうとう放棄してしまった。

### 住基カードによる電子署名

18年に入って、ある顧問先から電子申告ってできるのですか、という質問を受けて、「できるよ」と言ったものの、どうしていいかわからない。まず必要なものは「電子証明書」の取得ということで、自分でもその手続をしないと人に説明しにくいので、区役所に行き、住民基本台帳カード、いわゆる住基カードを取得し、そこに電子証明書を付着してもらった。これが意外に簡単で「印鑑と自分を証明するもの(たとえば運転免許証)と写真(縦4.5cm×横3.5cm)」があればいいし、写真はつけなくてもいい。しかも30分足らずで出来る。費用はカード作成が500円、電子証明書の付着が500円で出来た。この電子証明書で自分の初期登録をしたが、税理士としての電子署名は日本税理士会連合会の電子証明書を用い、特に代理申告に活躍している。

### 開始届と初期登録

顧問先に対しては、初めのうちは、まず電子証明書の取得を勧め、取得後に書面で開始届を出すようにしていたが、開始届が簡単に国税庁のホームページから出来ることがわかり、電子申告する旨、了解を得てから直ちに開始届を国税庁のホームページから行い、税務署から電子申告識別番号が納税地に来るまでの間に電子証明書を取得することを勧めた(これは現在、即時取得が出来る)。電子申告識別番号が届いた時点で当方に連絡してもらい、こちらが納税者宅に行くか、事務所に書類と電子証明書を持ってきてもらうかをして、直ちに初期登録を行った。この初期登録では1件だけどうしても出来なかったものが生じた。どうも納税者が電子証明書の暗証番号を間違えているのが原因のようだ。なお、初期登録も税理士の代理行為ができるので、これからはこの方式で、初期登録を実施する予定。

### 源泉所得税徴収高計算書

まず、「源泉所得税の徴収高計算書」から取り組み、3件行った。この電子申告には電子証明書の必要がなく、簡単に出来たが、納税で結構大変だった。銀行のATMはどこでも出来ると思っていたが、そうは行かなかった。一番簡単なところは郵便局だった。(今ではダイレクト納付が出来るようになっているが、これにも失敗談がある。メッセージボックスからダイレクト納付の内容確認通知が来るのだが、最後に「ダイレクト納付」というボタンをクリックしなくてはなら

## 電子申告奮闘記



後期高齢者にも出来る電子申告

村田太一郎 (江東西)

ないのに忘れてしまい、未納付になってしまった)

これをきっかけに私自身は三井住友、みずほ、三菱東京UFJ、新生、東京東信金、郵便貯金の6金融機関とインターネットバンキング契約をして、入金確認や振込をパソコンで出来るようにした。ところが面白いことにそれぞれの金融機関で、取扱い方法が微妙に異なり、一筋縄では

利用できないことがわかった。支店を持たない新生銀行は預金額が100万円以上あれば1ヶ月のうち5件までは振込料がキャッシュバックされる。もし1,000万円以上の預金があれば30件分キャッシュバックされる。

### 源泉徴収票等の合計表

続いて実行したのが「源泉徴収票等の合計表」。これは、表を送るだけだから簡単だった。ただし源泉徴収票や支払調書はできあがっているものをもう一度作成したことになり、はじめにe-Taxで作成し、それを印刷して各人に交付することにしていけばよかった。これも3件、実施した。

### 所得税の確定申告

いよいよ本番の所得税確定申告。自分のも含めて8件取り組んでみたが、先に書いたように1件は失敗、紙での申告になり、実質7件実施した。試行錯誤の連続で7件のために20回ぐらいいろんな面で書き直したりして、結果的には従来のやり方に比べ3倍ぐらいい時間を費やした。失敗の最たるものは、添付書類の送信。「税務代理権限証書」がその一つだが、「作成」→「申告・申請一覧」から選択して「帳票一覧」→「添付書類追加」をクリックするところが分からず、「添付書類」そのものに「署名」しようとして、結局、「送信」できず、郵送で追加してしまった。そのほかでは、弥生会計で作成した収支計算書と確定申告書をe-Taxに取り込むことが出来るのだが、うっかり弥生会計で納税者名を屋号で表示していたため、取り込めず、もう一度、同じ内容でe-Taxに書き込んだこと。それとe-Taxでは第二表と第一表との間に連動性がないため、一々書き込まなくてはならなかったことだ。

### 消費税の確定申告

他に消費税の申告も3件やってみたが、ここには第一表と付表5の間(簡易課税)に微妙な連動性があり、第一表を途中まで作ってから付表5に戻らないと完成しないことを理解するまでずいぶんかかった。

### 法人税の確定申告

ベンダソフトで作成した確定申告書及び財務諸表をe-Taxに取り込もうとしたが、特に財務諸表は大変だった。いちいち手で書き込んでいったが、何と2日もかかってしまった。これでは手間ばかりかかるといって達人シリーズを導入。弥生会計で作成した財務諸表を達人にコンバート、法人税確定申告書を作成。これを達人CUBEで電子申告。しかも代理申告であつという間に申告できるようになった。なお、納税地変更、代表者変更などの届出も電子申告で行っている。

ミニセミナー

## 「魔法陣による電子申告実務研修」

とき 10月27日(水) 13:00~14:00

ところ 東京税理士会館 地下101号室

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

定員 先着10名

講師 東京税理士会情報システム委員会委員

対象 本会会員、事務所職員 ※無料

事前申込制です。メール、お電話でお申し込みください。

e-mail johosystem@tokyozeirishikai.or.jp

※タイトルを「ミニセミナー申込」としてください。

(記載事項(①支部、②氏名))

TEL 03-3356-4467 (東京税理士会事務局業務研修課)